

VI 両性の平等

1 わが国における女性の地位と日弁連の基本姿勢

男女共同参画社会基本法に基づき、国は基本計画を策定し(第3次 2010年12月、第4次 2015年12月)、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位(議会議員、課長相当職以上、高度専門職)に女性が占める割合を30%程度とすることを目標としている(いわゆる「202030」)。また、2015年8月にいわゆる「女性活躍推進法」が制定され、政府も「すべての女性が輝く社会づくり」の推進を重点課題としている。

しかし、わが国の現状は、「202030」の目標にはほど遠く、政治、経済、雇用、社会保障制度、家族法、税制等、あらゆる分野に女性に不利な法制度や慣行が存在しており、女性の社会進出や家庭内の女性の経済的自立を阻み、単身女性やひとり親家庭を深刻な貧困に陥れている。これらの女性差別的な法制度や慣行については、国連の女性差別撤廃委員会等の人権条約機関からも度々勧告を受けている。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数も、わが国は調査対象144か国中111位(2016年)、114位(2017年)、同149か国中110位(2018年)と低迷している(「世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数に対する会長談話」(2016年11月、2017年12月))。

当連合会は、このような状況を踏まえ、あらゆる分野での両性の実質的な平等を図り、女性の地位・権利を確立するための活動を会務執行方針として掲げ、両性の平等に関する委員会が中心となって幅広い活動に取り組んでいる。

2 労働法制・税制・社会保障制度の見直しにかかわる取組

(1) 男女雇用機会均等法(1985年)が成立して30年以上が経過しても、役員を除く女性労働者の約4割は年収200万円以下であり、その多くは非正規雇用労働者であって、経済的自立が困難な環境に置かれている。

日弁連は、2015年10月の人権擁護大会で、「す

べての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備を求める決議」を行った。この決議では、労働法制の整備(同一価値労働同一賃金の原則、雇用形態にかかわらず均等待遇、就労と家族的責任の両立可能な法制度の整備等)とともに、労働環境の整備(税、社会保障制度の多様な家族形態に応じた制度への変革、ジェンダー平等教育等)を国及び地方自治体に求め、日弁連もこれらの諸課題に尽力する決意を示した(「VII 貧困問題と人権」参照)。

(2) これらの分野では、前記決議のほかにも、活発にシンポジウム、意見書の公表、リーフレットの作成・配布などの取組を行っている。

- ① 2010年6月に支給が開始された子ども手当について、現に子どもを監護養育している者やDV被害者に配慮することを求め、「子ども手当の支給に関する要望書」(同年10月)を公表した。
- ② 2012年6月に厚生労働省労働政策審議会が公表した建議に対し、「パートタイム労働法改正に向けた意見書」(同年11月)を公表した。
- ③ 2013年9月に改正が見送られたことを契機として、「『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』の改正に向けた意見書」(同年11月)を公表した。
- ④ 婚姻歴のないひとり親にも寡婦(寡夫)控除を適用する所得税法の改正を求め、「『寡婦控除』規定の改正を求める意見書」(2014年1月)を公表した。
- ⑤ いわゆるアベノミクスの雇用政策を検証するために、シンポジウム「アベノミクスで女性は輝けるか？」(2014年3月1日)を開催した。
- ⑥ 2015年の労働者派遣法改正に先立ち、リーフレット「一女性の視点から一労働者派遣法『改正』案の問題点Q&A」(2014年11月)を作成した。
- ⑦ あるべき母子政策について、シンポジウム「母子家庭における子どもの貧困—その原因と実効的施策を考える」(2015年3月7日)を開催した。
- ⑧ 2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を介護労働の現場に着目して検証するため、シンポジウム「ニッポン一億総活躍? 介護とどう向き合うか〜ジェンダーの視点から〜」(2017年3月4日)を開催した。

⑨ 2017年の税制改正で配偶者(特別)控除制度が改正されたのを契機として、同制度に代わるより中立的な制度と個人事業主の家族従業者への支払給与の経費算入を原則とする所得税法の改正を求め、「配偶者控除制度及び配偶者特別控除制度に代わる世帯構成及び働き方の選択に中立的な税制度の再構築を求める意見書」(同年11月)を公表した。

3 離婚後の経済的自立を目指す取組

女性が貧困に陥る原因の一つが離婚(別居)であり、婚姻費用・養育費、離婚給付(財産分与・慰謝料)、年金分割に関する法整備や周知は、日弁連の重要な責務である。

(1) 養育費・婚姻費用の新算定方式・算定表の公表

実務に定着している婚姻費用・養育費の算定方式・算定表は、生活保持義務の理念に照らし不十分であり、ひとり親家庭の生活実態にも合わないなどの批判があった。そこでアンケート(2011年)を実施し、その結果を踏まえ、『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書(2012年3月)を公表し、2016年11月、同意見書の内容を具体化した「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」(以下「新算定表」という。)を公表した。

また、新算定表を、実務関係者へ周知すべく、シンポジウムの開催(2017年7月)、書籍「養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル 具体事例と活用方法」の出版(同年7月・日本加除出版株式会社)、冊子「養育費・婚姻費用の新算定表とQ & A」(2018年2月)の作成・配布などの取組を続けている。

以上の当連合会の取組の一方で、最高裁判所司法研修所においては、2018年夏頃から、養育費・婚姻費用の算定方法の見直しが始まった。今後はその研究結果の公表が待たれるところである。

(2) 養育費の履行確保も重要な課題であり、「養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書」(2013年11月)を公表し、韓国調査(2017年11月)やシンポジウム(2018年3月)を実施するなど、取組を続けている。

(3) 年金分割については、多くの離婚事件で妻が

現住所を秘匿している実態を踏まえ、情報通知書に請求者の住所や社会保険事務所名を載せないよう求める「年金分割のための情報通知書に対する意見書」(2009年12月)を公表し、実現させた。

(4) 離婚給付について、財産分与法制の問題点と課題を整理するため、シンポジウム「公平な離婚給付を考える」(2016年3月5日)を開催した。

(5) 厚生労働省が2016年4月から実施している自治体の養育費相談へ補助金を支給する事業について、同年2月に日弁連から弁護士会に協力を依頼した。今後も相談窓口への弁護士派遣状況等の情報を集約し、自治体と連携した養育費相談の活性化に向け、フォローアップすることが重要である。

4 国際的な取組(女性差別撤廃条約等)

わが国の女性の地位向上に向けた法整備には、国連や国際社会の後押しが不可欠であり、日弁連は、国際的な活動を重視している。

(1) 毎年3月に開催される国連女性の地位委員会(CSW)へは、必ず日弁連から会員を派遣している。

(2) 国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)の政府報告書審査にあたっては、時宜に適した形で日弁連の意見を委員会に提出できるよう注力している。

第6回審査については、総括所見(2009年8月)のフォローアップに関する日弁連報告書等(2011年7月、2012年11月)を提出した。第7・8回審査にあたっては、政府報告書に対する日弁連報告書(2015年3月、同年12月)を提出し、報告書審査へも会員を派遣して日弁連からの情報提供を行った(2016年2月)。総括所見(同年3月)に対しては、「女性差別撤廃委員会の総括所見に対する会長談話」(同年3月)を公表したほか、わが国の女性の地位向上のための活動に総括所見の周知・利用を図るため、ブックレット「国連女性差別撤廃委員会総括所見の活かし方と今後の課題」(2017年4月)を作成した。その後、フォローアップする意見書(同年11月)も提出している。

(3) 女性差別撤廃条約の選択議定書の批准に向けた取組の一環として、2018年10月、シンポジウム「なぜ、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は必要か」を開催した。

5 民法改正への取組（「区 家事事件と人権」参照）

日弁連は、選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の廃止等、女性を差別する民法の規定の改正を会務執行方針として掲げ、会長声明の公表（2013年9月、2015年3月、同年12月、2016年6月）、シンポジウム（2010年11月、2014年2月、2015年9月）、院内集会（2016年5月）の開催などの取組を行っている。

2013年12月に婚外子の法定相続分差別規定が改正されたものの、再婚禁止期間については、2016年6月に100日に短縮されたのみで廃止には至らず、選択的夫婦別姓については改正の目途は立っていない。

6 女性に対する暴力に関する取組

女性への暴力は深刻な人権侵害であり、女性の地位向上を妨げる要因ともなっている。家庭内における暴力、職場や教育機関でのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性搾取は廃絶されるべきであり、日弁連が取り組んでいる重要な課題である。

（1）女性の権利110番

毎年、政府の「男女共同参画週間」を中心に、弁護士会において、全国一斉電話相談「女性の権利110番」を実施し、離婚、DV、セクハラ、ストーカー等の相談に応じている。

（2）配偶者暴力等（DV）に関する取組

DV事件の相談・受任体制の充実を図るため、研修ハンドブックを作成し、弁護士会からの研修講師の派遣依頼に応じている。

DV・虐待がある場合の面会交流の在り方について、シンポジウム「子の安心・安全から面会交流を考えるーDV・虐待を中心にー」（2013年4月6日）を開催した。

また、2010年に保護命令制度の運用に関するアンケートを実施したが、その後も、警察や配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の伸びに対して保護命令や緊急一時保護の件数は伸び悩んでいることから、2018年8月に、DV防止法の問題点やあるべき支援体制について、関係機関（配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター、LGBT支援団体）、

DV被害者、弁護士を対象にアンケートを実施した。

（3）セクシュアル・ハラスメントに関する取組

2018年11月、シンポジウム「セクシュアル・ハラスメントの根絶と被害者の救済のために一人権侵害と差別の視点で問い直すー」を開催するなど、被害者の救済とセクハラ廃絶に向けた取組を行っている。

（4）性犯罪に関する取組

司法におけるジェンダー・バイアス解消のため、性暴力被害の実態を踏まえた刑事裁判の在り方についてのシンポジウム（2014年6月）を開催した。また、書籍「性暴力被害の実態と刑事裁判」（2015年10月・信山社）を出版した。

2017年6月、110年ぶりに刑法の性暴力犯罪規定の主要部分が改正された。しかし、積み残された課題も多く、3年後の見直しに備えてシンポジウム「性暴力の根絶を目指して～刑法改正後の課題～」（2017年11月）を開催した。

また、2017年10月の人権擁護大会の「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」の中で、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備の重要性を指摘した（「XI 犯罪被害者と人権」参照）。

（5）売春防止法等への取組

刑法には墮胎罪、売春防止法には売春勧誘罪（刑事処分・補導処分）が残っているが、これらは社会的に不利な状況にある女性を更に差別するものであるため、これらの規定の削除を求める「刑法と売春防止法等の一部削除等を求める意見書」（2013年6月）を公表し、シンポジウム（2013年9月21日）を開催したが、未だに改正の動きはみられない。

（6）女性の尊厳を侵害する事象に対する対応

① 「犯すときに、『これから犯しますよ』と言いますか。」という発言について、「女性と沖縄県民の尊厳を踏みにじる前沖縄防衛局長発言に抗議する会長声明」（2011年12月）を公表した。

② 2012年10月に沖縄本島中部で発生した米海軍兵2人による集団強姦致傷事件について、「米海軍兵による集団強姦致傷事件に抗議する会長談話」（2012年11月）を公表した。

7 東日本大震災の被災女性支援の取組

東日本大震災の際には、女性への差別的取扱いを防ぐため、「災害弔慰金等の支給に関する意見書」(2011年7月)及び「東日本大震災の復興における男女共同参画と被災女性の権利保障に関する意見書」(同年12月)を公表するとともに、シンポジウム(2011年9月)を開催し、その結果をまとめた書籍「災害復興 東日本大震災後の日本社会の在り方を問う～女性こそ主役に！」(2012年2月・日本加除出版株式会社)を出版した。

また、2011年4月10日から2012年3月31日まで、被災地の女性のための電話相談を、NPO法人全国女性シェルターネットと共催で実施した。

8 性的少数者の権利に関する取組

日弁連では、LGBTなどの性的少数者に対する偏見・差別を無くし、性の多様性を尊重する活動に取り組むことを会務執行方針として掲げている。

これまで、人権救済申立事件では、刑事施設における性同一性障がい者の取扱いに関して黒羽刑務所(2009年9月)、東京拘置所及び静岡刑務所(2010年11月)に勧告をし、性的少数者差別発言に関して元東京都知事石原慎太郎氏に警告をした(2014年4月)。

人権擁護委員会内に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」検討プロジェクトチームを設置し、法令上の性別変更要件の在り方について検討しており、シンポジウム「何が問題?『性同一性障害と法』」(2017年9月22日)を開催した。

また、2015年6月には、両性の平等に関する委員会内にLGBTの権利に関するプロジェクトチームを設置し、これまで、シンポジウム「同性カップルの法的保障を考える～多様な家族が平等であるために～」(2017年11月22日)の開催、各弁護士会における研修への講師派遣、全国の弁護士会を対象とした「LGBTの権利に関する取組について意見交換会」(2018年11月)の開催などを行ってきた。

安田 まり子(第一東京)